

日程第27 議案第22号 平成19年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)

○議長(米澤秋男君) 日程第27、議案第22号平成19年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤澄男君) 議案第22号平成19年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ5,525万円を減額し、歳入歳出それぞれ26億5,141万2,000円とする補正予算であります。

歳入につきましては、国庫支出金の療養給付費等負担金2,602万6,000円の減、療養給付費交付金1,607万8,000円の減、県支出金の財政調整交付金919万8,000円の減などです。

歳出につきましては、保険給付費947万3,000円の減、共同事業拠出金1,575万8,000円の減、前年度療養給付費等負担金返還金1,060万5,000円の増などのほか、事業費等の整理を行い予備費を減額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(米澤秋男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号平成19年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米澤秋男君) 御異議なしと認めます。よって、議案第22号平成19年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第28 議案第23号 平成19年度加美町老人保健特別会計補正予算(第3号)

○議長(米澤秋男君) 日程第28、議案第23号平成19年度加美町老人保健特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第23号平成19年度加美町老人保健特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ 1,725万 6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ29億6,819万円とする補正予算であります。

歳入につきましては、支払基金交付金 1,158万 2,000円の増、国庫支出金の老人医療費負担金 4,687万 3,000円の減、一般会計繰り入れ 2,739万 7,000円の増などであります。

歳出につきましては、医療給付費 1,644万 6,000円の減などのほか、事業費等の整理を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号平成19年度加美町老人保健特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号平成19年度加美町老人保健特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第29 議案第24号 平成19年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（米澤秋男君） 日程第29、議案第24号平成19年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第24号平成19年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ 8,816万 4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ19億46万1,000円とする補正予算であります。

歳入につきましては、国庫支出金として介護給付費負担金 1,204万 2,000円の増、普通調整交付金 4,254万 8,000円の増、支払基金交付金 2,792万 5,000円の増、県支出金の介護給付費負担金 1,079万 3,000円の増、基金繰入金 1,000万円の減などであります。

歳出につきましては、保険給付費 1億 1,150万円の増などのほか、事業費等の整理を行い予備費を減額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番木村哲夫君。

○3番（木村哲夫君） 支出の保険給付金が1億円を超えるという補正、この辺の内訳といたしますか、説明を少しお願いします。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（柳川文俊君） 保健福祉課長お答えします。

今回、居宅の部分と、それから施設介護の部分で合わせて約1億 1,000万円ほどふえました。

まず、居宅の部分ですが、これはヘルパーさんとか、それからデイサービスとか、そういったものが入っているわけです。当初、月ベースで言いますと6,800万円、それが450万円ほどふえまして7,250万円ほどになりました。利用者であります、750人前後ですね、これを見込んでおります。この一番の大きな要因といたしますのは、認知症対応型のグループホーム、この部分の給付費がふえております。これが今4ユニット、36名、これすべて満床であります。そのための給付費で、これがこの会計から大体月額で言いますと1人20万円ほど出ていきますので、その部分が一つ大きな要因かと思えます。

それから、施設介護サービス、この部分は、当初、月ベースで5,800万円ほど計上しておりましたが、約470万円ほど月ベースでふえまして6,270万円ほどになっております。これの内訳は、まず特老の部分で入所者90名、それから老健施設110名、それから療養型病床で10名、合わせて210名に対してここで給付を行っております。特に老健の場合ですとリハビリ加算がつきますから、ここから出ていく部分としましては月額で25万円ほど出ていきますし、それから特老でも介護度の高い人で月額で30万円ほどかかります。合わせまして、そういったものを含めましてこの1億 1,000万円ほどの今回の給付費の増となった次第であります。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号平成19年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号平成19年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第30 議案第25号 平成19年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算
（第3号）

○議長（米澤秋男君） 日程第30、議案第25号平成19年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第25号平成19年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ160万円を減額し、歳入歳出それぞれ1,105万5,000円とする補正予算であります。

歳入については、サービス収入30万円、一般会計繰入金130万円をそれぞれ減額し、歳出につきましては、サービス事業費を減額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号平成19年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号平成19年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第31 議案第26号 平成19年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（米澤秋男君） 日程第31、議案第26号平成19年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第26号平成19年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算の歳入歳出それぞれ108万円を追加し、歳入歳出それぞれ436万3,000円とする補正予算であります。

歳入については使用料108万円を増額し、歳出については予備費を増額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番福島久義君。

○14番（福島久義君） 今説明受けましたけれども、使用料について、この内訳等をお伺いしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 町民課長。

○町民課長（吉田 恵君） 熊野霊園の使用料につきましては、町内の方が1区画12万円でございます。町外の方が18万円でございます。19年度当初予算では町内3区画、町外2区画、72万円を予定計上しておりましたけれども、19年度におきまして町内が9区画、町外が4区画の利用がありました。それで、町内の6区画分72万円と町外の2区画分36万円、合わせて108万円を増額補正お願いしたものでございます。

○議長（米澤秋男君） 14番。

○14番（福島久義君） 現在、これから幾らぐらいの熊野霊園の墓地の使用箇所があるものか、これで満杯なのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 町民課長。

○町民課長（吉田 恵君） 熊野霊園は、現在308区画ほどございますけれども、既に259区画ほど利用がございまして、現時点で残り49区画ということになっております。以上です。

○議長（米澤秋男君） 14番。

○14番（福島久義君） 私は大体使用料については完売なのかなと思っているんですけども、49区画という形の中ですね。今後この49区画を管理をしていくのに、これを委託しながら管理をしていくのか、それともどのような形で管理を進めていくのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 町民課長。

○町民課長（吉田 恵君） この使用のあった各区画につきましては、その御遺族の方々から年間 2,000円をこちらでいただきまして、それを白雪会というところをお願いして清掃していただいたり、それから造園屋さんに樹木の手入れをしていただいております。それを毎年 2,000円ずついただいております。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号平成19年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号平成19年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第32 議案第27号 平成19年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算
(第2号)

○議長（米澤秋男君） 日程第32、議案第27号平成19年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第27号平成19年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ 170万円を減額し、歳入歳出それぞれ 1,387万円とする補正予算であります。

歳入については、使用料70万円、一般会計繰入金 100万円をそれぞれ減額し、歳出については、駐車場管理費を減額するほか、予備費を減額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号平成19年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号平成19年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第33 議案第28号 平成19年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（米澤秋男君） 日程第33、議案第28号平成19年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第28号平成19年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ1,646万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ14億7,799万1,000円とする補正予算と地方債の変更を行うものであります。

歳入については、基金繰入金1,000万円、町債650万円をそれぞれ減額し、歳出については、施設管理費1,157万6,000円、公債費573万7,000円をそれぞれ減額するほか、予備費を増額いたしております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。5番吉岡博道君。

○5番（吉岡博道君） 110ページ、脱水ケーキ運搬処分業務委託料210万円の補正増、並びに、下の欄ですが、浄化センター修繕工事780万円の補正減、これについて説明いただきたいと

思います。

○議長（米澤秋男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋行雄君） 13節の脱水ケーキ 210万円の増ということは、約90トン相当の脱水ケーキ、今後発生するであろうと思われます。といいますのは、水量が18年度と比較しまして約14%の伸びがあったため、それに伴い脱水ケーキが約90トンほど増になるということでございます。

それから、15節の浄化センター修繕工事 780万円の内訳でございますが、第1系列の水位流速並びに空気を送るための曝気ローターを発注する予定でしたが、いろいろ調査しました結果、部材の手配あるいは納期に長時間を要するというので、今回減額させていただいたわけでございます。よろしく願いいたします。

○議長（米澤秋男君） 5番。

○5番（吉岡博道君） 脱水ケーキ、これがふえたためだということですが、12月の定例でも600万円の補正増を行っております。こういった見通しができなかつたのかちょっと疑問に思うわけでございます。

それと、18年度の決算時期におきまして我々は成果表いただいております。その中で、それぞれ中新田・小野田・宮崎浄化センターあるわけですが、それぞれの年間処理量、処理水量ですね、BOD、脱水ケーキ発生量の実績が示されております。これを見ますと、小野田浄化センターが一番、何というか、効率がいいといいますか、もちろん流入水におけるBODの値も低いせいもあると思うんですが、放流水についてもかなり、それから除去率、それから脱水ケーキのトン数も少ない。それに対しまして中新田浄化センターはかなり、BODの値を見ましてもよくない。

これについて、微生物でこの処理を行っているということで、生き物ですから、いろんな技術的、もちろん専門的な知識、技術が必要だと思いますが、それぞれの維持管理を行っている業者の腕と申しますか、そういった技術の差も何かあるかどうか。これ、それぞれ中新田、小野田、宮崎、委託業者が違っております。そういった問題も含めてお聞きします。

○議長（米澤秋男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋行雄君） 小野田浄化センター管内には大量のBODを発生するような工場はまだ接続しておりません。中新田処理区内において、工場、工業団地の中に大量の食品を扱っているような企業がございます、そこから大量の水とともに大量に、何ですか、BODが高いもの、下水道に放流できる水質の水量がかなり来ているということで、先ほども中新田

浄化センターにおいては昨年度と比べまして14%の伸びというのは、やくらいフーズさんが接続なるようになりましてから急激に水量が伸びております。それに伴いまして、脱水ケーキの発生量、要するに流入してくる汚水が多くなったことによりまして、それに伴いまして移動脱水車で脱水した脱水ケーキの量も大分ふえています。小野田処理区並びに宮崎処理区においては、普通の、特定環境保全公共下水道ということで、工場は余り接続していないものですから、一般家庭だけが接続しているということで、安定した脱水ケーキの発生というふうに御理解していただきたいと思えます。

○議長（米澤秋男君） 5番。

○5番（吉岡博道君） わかりました。この脱水ケーキをつくるのは、移動式の汚泥処理施設運転管理業務ということで宮城県下水道公社に委託しているわけですが、これも当然ふえているということで、これらの委託料増が発生してないわけですが、これについてはどうなっているか。

それから、この移動式、2台でやっているわけですが、1台は何かもう少しで耐用年数が切れるということを知っております。この業務につきましても、これまでもいろいろな、県も含めての構成メンバーになっているんですが、構成メンバーもかなり違ってきていると思えます。今後どういった構成メンバーでこれを管理していくのか。

また、もう1点ですね、これ全国的な問題なんですけど、こういう汚泥処理の部分だけでなく共通の問題でしょうが、排出者責任が強く問われています。そういったことで、今この脱水ケーキについては白石に運んでいるということですが、これらの脱水ケーキ運搬、処分について、行政の方でどう追跡、確認を行っているか、それも伺います。

○議長（米澤秋男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋行雄君） まず、その移動式脱水施設の件でございますが、今現在、加美町と色麻町、それから大崎市、あと東松島市、合計6カ所の浄化センターの汚泥の処理を行っております。そのうち中新田浄化センターについては全体の57.7%の汚泥を処理しております。小野田につきましては13.6、宮崎浄化センターについては9.3、色麻については8.4、鳴子については5.9、中沢、これ東鳴子の中沢ですが、5.1%の汚泥を処理しているということで、今後もこういうような体制でいきたいと。

また、それから、耐用年数ということでございますが、1台目については22年度が減価償却の時期でございますが、まだ使えるうちはそのままだった方がコスト削減につながるだろうというふうに考えております。

それから、もう一つ、白石に運んでいる脱水ケーキの処分についてですが、マニフェストと
いいまして最終処分まで行ったという証明書が来ます。それをもって私どもは一応確認して、
委託料と申しますか、その処分費用を支払っているのが現状でございます。以上です。（「運
転管理の委託料の増はしていないのか」の声あり）

運転管理の委託につきましても、中新田浄化センターの部分につきましても12月で補正して
おりますので、それで、その中で賄えると。そして、今回、小野田浄化センターと宮崎浄化セ
ンターにつきましても脱水施設の管理委託料として余っておるものですから、今回減額というふ
うにさせていただきました。（「12月に補正したやつは施設管理……」の声あり）

○議長（米澤秋男君） 5番。特別いいから、ちょっと……。5番。

○5番（吉岡博道君） 私が申し上げましたのは、脱水ケーキ処分、運搬処分ですね、これと移
動式の運転管理業務はリンクしていると思うんですね。当然、脱水ケーキがふえた分は移動式
の管理業務もふえているわけなんです。今課長は12月で補正したと言いますが、補正したのは
施設管理料であって、運転業務管理料ではなかったと思います。その辺、答え……。

○議長（米澤秋男君） 課長。

○上下水道課長（高橋行雄君） 12月で補正しました中新田・小野田・宮崎浄化センターの施設
管理委託料というのは、移動脱水施設の運転管理及び維持管理の委託料でございます。二つ合
わせての、運転管理と維持管理合わせまして施設管理委託料として宮城県下水道公社の方に支
出しております。（「いいですか、もう1回だけ。ちょっとまだ理解できにくい面もあります
から、もう1回だけお願いします」の声あり）

○議長（米澤秋男君） 5番。

○5番（吉岡博道君） 今の説明ですと、施設管理料の補正、これ12月に行ったのが運転管理業
務のことだと言いましたが、しっかりした答えが返ってきてないんですが、12月に補正したの
は、中新田の浄化センター管理費が増になって、それから小野田、宮崎は減ですよ。だから
そこを聞きたいんです、私は。ケーキがふえたから……。違うな。だから、その辺の関係です
ね、運転管理業務と脱水運搬の処分料の関係、もう1回お願いします。

○議長（米澤秋男君） 課長。

○上下水道課長（高橋行雄君） 12月に補正上げました件でございますが、中新田浄化センター
につきましても、まず六つの浄化センターで発生する汚泥ですね、その割合に基づきまして施
設管理委託料というのを算出してございます。そのとき、当初において中新田浄化センターに
おいては引き抜き汚泥比が51.8%の予定だったものが、12月の時点で56.6%になったと。小野

田浄化センターにおいては14.5が14%になったということで、小野田浄化センターについては施設管理委託料を減にさせていただいております。また、宮崎浄化センターにおいても当初は11.4%の汚泥比だったものが9.8になつものですから、12月に減させていただいたと。

また、そして今回、小野田浄化センターと宮崎浄化センター、これの汚泥比も小野田浄化センターにおいては0.9%減になったものだから、今回38万5,000円の減と、そして宮崎浄化センターにおいて2.1%の汚泥比が減になったということで、今回減ということでさせていただきました。以上です。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号平成19年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号平成19年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第34 議案第29号 平成19年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（米澤秋男君） 日程第34号、議案第29号平成19年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第29号平成19年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回、歳入歳出の総額を補正前と同額の1億737万2,000円とする補正予算であります。

歳出について、施設管理費40万円、浄化槽建設費40万4,000円をそれぞれ減額し、予備費を増額しております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号平成19年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号平成19年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第35 議案第30号 平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（米澤秋男君） 日程第35、議案第30号平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第30号平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ1億4,969万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5,130万2,000円とする補正予算と、雁原工業団地の用地取得造成事業に係る債務負担行為2件の設定を行うものであります。

歳入については、財産収入1億4,969万7,000円を減額し、歳出については、工業立地整備費1億4,942万6,000円を減額するほか、予備費を減額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番近藤義次君。

○12番（近藤義次君） 広原小学校の前の残地、いつから売ることできるんだか。実際、その残地、面積幾らあるんだか、その辺についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋秀二郎君） お答えしますが、あの広原地区の残地については、まだ工業

用地ということではなくて、学校用地の一部ということで教育委員会所管となっております。たしか、手元に資料ございませんが、1町7反ぐらいあったんじゃないかなと、そんなふうに…。間違っていましたら後で訂正させていただきたいと思います。

ということで、現在、その残地、広原小学校の校庭敷地については、整備、現在行ってまして、3月25日まで完了でございますが、その残地については、旧宮城農産工業の建物があったわけですが、それを現在更地にしている状況でございます。ということで、現在、今後の使用についての考え方については、全く白紙でございます。

○議長（米澤秋男君） 12番。

○12番（近藤義次君） だから、いつころからできるの、そいつ。要するに税金の関係でできないっていうんでしょう。だからその期間というのは幾らぐらい必要なの。期間があるわけでしょう、無制限じゃないでしょう。7,000万円が、前の町長、売ってするって言ってるんだからさ。

○議長（米澤秋男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋秀二郎君） その件につきまして、現在の雁原と宮城農産の工場敷地の関係で、商工観光課の所管でやったものでございまして、その買収に当たっては、公共用地ということで、いろんな税制面で優遇措置ということで購入、あるいは売ったものだと思っておりますが、その期間については、ちょっと私、ここでちょっと正確な資料持ち合わせておりません。

○議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤 東君） 今の広原小学校につきましては、宮城農産、今のやくらいフーズが、ケーテックの土地を町で購入して、宮城農産が買って、そして学校用地として全部買い上げるということで、教育委員会の学校、何ていうんですか、財産として学校用地を買ったものであって、それ以降の使い道としては、私どもは学校用地として承知しております。

○議長（米澤秋男君） 12番。

○12番（近藤義次君） 助役に聞けばわかるかな。前の町長が、7,000万円あれするから、売って、その金をあれするから、税金、そういう方法をやるっていうようことで議会でお話しして、みんなも承認しているわけだ。だから、売るという前提で始まった話で、いつまでも学校で使うということではないわけだから。だから、その税金の関係でできないというんなら、どの程度ができないんだかさ。いつまでも学校用地として何もそんなに要らないわけだから、決まってるわけだから、余ってるっていうのはさ、だから売れるんなら売ってしまった方がいいわけ

なので、その辺の税務署なりあるいはその辺の対外的な交渉があるんだとすれば、最初から7,000万円という金を、前の町長はそういうことを提示して、はっきりその金を使うというようなことを言ってるわけだから。だからその期間が一体どの程度の期間が必要なのか、売らためには。その辺についてお尋ねいたしたいと思います。助役もわかってるべ、その辺は。助役でない、副町長か。

○議長（米澤秋男君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 私は退職して、あと教育委員会にいましたけれども、そういう件には多分入ってないので、しかと認識はしておりませんが、今まで質問あった流れを整理しますと、学校の整備が終わって残地ができますよと。ただし、その土地については、商工課長が説明しましたように、ケーテックから町が買って、やくらいの方へやったと。それで交換してますから、そこに税的なものが発生していると、それで売れないということだと思いますが、これについても、教育総務課長から答弁しましたように、まだ学校としては整備が完了し残地がどれぐらいという確定しておりません。ですから、それが確定して町に普通財産として引き渡しを受けた段階で処分等が始まると思いますが、税問題は既に調査すれば出てくるわけですから、近々ですね、御質問の内容を検討し、後日報告したいと思います。（「はい、終わります」の声あり）

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第36 議案第31号 平成19年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（米澤秋男君） 日程第36、議案第31号平成19年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第31号平成19年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回、既定の収益的収入及び支出予算の総額を補正前と同額の5億5,790万3,000円とする補正予算で、営業費用で95万5,000円の減額、営業外費用で27万円を増額するほか、特別損失68万5,000円を増額するものであります。

また、資本的収入予算について企業債410万円を増額し、資本的支出予算について建設改良費2,812万6,000円を減額し、過年度分損益勘定留保資金の補てん額2,112万6,000円を減額するほか、減債積立金充当額を1,110万円減額補正するものであります。また、水道料金及び水道会計システム借上料について債務負担行為を設定するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号平成19年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号平成19年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第37 議案第32号 平成20年度加美町一般会計予算

日程第38 議案第33号 平成20年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

日程第39 議案第34号 平成20年度加美町老人保健特別会計予算

日程第40 議案第35号 平成20年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

日程第41 議案第36号 平成20年度加美町介護保険特別会計予算

日程第42 議案第37号 平成20年度加美町介護サービス事業特別会計予算

日程第43 議案第38号 平成20年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

日程第44 議案第39号 平成20年度加美町霊園事業特別会計予算

日程第45 議案第40号 平成20年度加美町営駐車場事業特別会計予算

日程第46 議案第41号 平成20年度加美町下水道事業特別会計予算

日程第47 議案第42号 平成20年度加美町浄化槽事業特別会計予算

日程第48 議案第43号 平成20年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算

日程第49 議案第44号 平成20年度加美町水道事業会計予算

○議長（米澤秋男君） お諮りいたします。日程第37、議案第32号平成20年度加美町一般会計予算、日程第38、議案第33号平成20年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第39、議案第34号平成20年度加美町老人保健特別会計予算、日程第40、議案第35号平成20年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、日程第41、議案第36号平成20年度加美町介護保険特別会計予算、日程第42、議案第37号平成20年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第43、議案第38号平成20年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第44、議案第39号平成20年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第45、議案第40号平成20年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第46、議案第41号平成20年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第47、議案第42号平成20年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第48、議案第43号平成20年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算、日程第49、議案第44号平成20年度加美町水道事業会計予算、以上13件はいずれも平成20年度予算であり、関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、日程第37、議案第32号から日程第30、議案第44号までを一括議題とすることに決しました。

日程第37、議案第32号から日程第49、議案第44号までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 平成20年度各種会計予算提案の理由について申し上げます。

平成20年度各種会計予算の総額等について御説明申し上げます。

議案第32号平成20年度加美町一般会計予算、歳入歳出それぞれ122億4,500万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

なお、本日の議案第2号加美町教育委員会の委員の定数を定める条例の制定については否決されましたが、平成20年度一般会計予算においては、教育委員の人数を6名で計上いたしております。つきましては、教育委員1名分の費用31万2,000円となりますが、この分については本来減額し提案すべきところでございますが、予算書の訂正は行わず、この31万2,000円につ

いての執行はしないこととし、次回の補正予算で減額することといたしたいと思います。御了承賜りますようお願いを申し上げます。

議案第33号平成20年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ29億 1,300万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第34号平成20年度加美町老人保健特別会計予算、歳入歳出それぞれ3億円と定めるものであります。

議案第35号平成20年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出それぞれ2億 3,800万円と定めるものであります。

議案第36号平成20年度加美町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ19億 4,800万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第37号平成20年度加美町介護サービス事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ1,000万円と定めるものであります。

議案第38号平成20年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、歳入歳出それぞれ570万円と定めるものであります。

議案第39号平成20年度加美町霊園事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ320万円と定めるものであります。

議案第40号平成20年度加美町営駐車場事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ750万円と定めるものであります。

議案第41号平成20年度加美町下水道事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ17億 1,140万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額について定めるものであります。

議案第42号平成20年度加美町浄化槽事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ1億 600万円とし、債務負担行為、地方債について定めるものであります。

議案第43号平成20年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ1億 6,240万円と定めるものであります。

議案第44号平成20年度加美町水道事業会計予算、収益的収入及び支出については、収入支出をそれぞれ5億 3,800万円とし、資本的収入及び支出について、資本的収入1億 700万円、資本的支出2億 4,145万 1,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億 3,445万 1,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明を申し上げますので、よろしく願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 各担当課長より説明を求めます。

一般会計、企画財政課長。

○企画財政課長（早坂 仁君） 企画財政課長、説明させていただきます。

議案第32号について、朗読をもって説明とさせていただきます。

平成20年度加美町一般会計予算

平成20年度加美町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122億4,500万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除きます）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月6日提出

加美町長 佐藤 澄 男

○議長（米澤秋男君） 国民健康保険事業特別会計、保健福祉課長。

○保健福祉課長（柳川文俊君） 朗読をもって説明にかえさせていただきます。

ページ数 199ページであります。

議案第33号

平成20年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

平成20年度加美町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億1,300万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月6日提出

加美町長 佐藤 澄 男

次に、229ページをお開き願いたいと思います。

議案第34号

平成20年度加美町老人保健特別会計予算

平成20年度加美町老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月6日提出

加美町長 佐藤 澄 男

241ページをお開き願いたいと思います。

議案第35号

平成20年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

平成20年度加美町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,800万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成20年3月6日提出

加美町長 佐藤 澄 男

253ページをお開き願いたいと思います。

議案第36号

平成20年度加美町介護保険特別会計予算

平成20年度加美町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億4,800万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月6日提出

加美町長 佐藤 澄 男

279ページをお開き願います。

議案第37号

平成20年度加美町介護サービス事業特別会計予算

平成20年度加美町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,000万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成20年3月6日提出

加美町長 佐藤 澄 男

295ページをお開き願います。

議案第38号

平成20年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

平成20年度加美郡介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ570万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」

による。

平成20年3月6日提出

加美町長 佐藤 澄 男

○議長（米澤秋男君） 次に、霊園事業特別会計、町民課長。

○町民課長（吉田 恵君） 朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第39号

平成20年度加美町霊園事業特別会計予算

平成20年度加美町霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ320万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成20年3月6日提出

加美町長 佐藤 澄 男

以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 次に、町営駐車場事業特別会計、商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤 東君） 315ページをお開きください。

朗読をもって説明いたします。

議案第40号

平成20年度加美町営駐車場事業特別会計予算

平成20年度加美町営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ750万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成20年3月6日提出

加美町長 佐藤 澄 男

○議長（米澤秋男君） 下水道事業特別会計、上下水道課長。

○上下水道課長（高橋行雄君） 325ページをお願いいたします。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第41号

平成20年度加美町下水道事業特別会計予算

平成20年度加美町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億1,140万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

平成20年3月6日提出

加美町長 佐藤 澄 男

続きまして、355ページをお願いいたします。

議案第42号

平成20年度加美町浄化槽事業特別会計予算

平成20年度加美町浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億600万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成20年3月6日提出

加美町長 佐藤 澄 男

○議長（米澤秋男君） 次に、工業用地等造成事業特別会計、商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤 東君） 379ページをお開きください。

朗読をもって説明いたします。

議案第43号

平成20年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算

平成20年度加美町工業用地等造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,240万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成20年3月6日提出

加美町長 佐藤 澄 男

○議長(米澤秋男君) 次に、水道事業会計、上下水道課長。

○上下水道課長(高橋行雄君) 389ページをお願いいたします。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第44号

平成20年度加美町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度加美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	8,500戸
(2) 給水量	248万5,000立方メートル
(3) 1日平均給水量	6,808立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収 入

第1款 水道事業収益	5億3,800万円
第1項 営業収益	5億3,721万3,000円
第2項 営業外収益	78万7,000円

支 出

第1款 水道事業費用	5億3,800万円
------------	-----------

第1項	営業費用	5億 325万 7,000円
第2項	営業外費用	3,140万 4,000円
第3項	特別損失	10万円
第4項	予備費	323万 9,000円

390ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億 3,445万 1,000円は過年度分損益勘定留保資金1億 3,445万 1,000円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	1億 700万円
第1項	企業債	7,300万円
第2項	国庫補助金	3,400万円

支 出

第1款	資本的支出	2億 4,145万 1,000円
第1項	建設改良費	1億 9,295万円
第2項	企業債償還金	4,850万 1,000円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

1	職員給与費	3,853万 1,000円
2	交際費	5万円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「企業債」による。

平成20年3月6日提出

加美町長 佐藤 澄 男

○議長(米澤秋男君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号から議案第44号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する平成20年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する平成20年度予算審査特別委員会を設置し、審査することに決しました。

お諮りします。本議会は平成20年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、本議会は平成20年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。